

令和 7 年 9 月 4 日
報 告

経済福祉常任委員会資料

○経済福祉常任委員会報告事項

報告事項 1 福島町水道事業給水条例の一部を改正する条例…………… 3

○総務教育常任委員会報告事項

報告事項 2 福島町の休日を定める条例の一部を改正する条例…………… 5

報告事項 3 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部を改正する条例…………… 7

建設課・総務課

報告事項 1 福島町水道事業給水条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

令和6年1月に発生した能登半島地震では、個人宅内の給水管の破損が多発し、指定給水工事事業者の確保が困難な状況となり、復旧までの期間が長期化しました。

こうした事態を踏まえ、災害など非常時に給水装置の早期復旧を図るため、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能とする条例改正について国土交通省から技術的助言があり、これを受け当町においても条例を改正いたします。

2 改正の内容

(1) 災害など非常時に給水装置工事を施行できる者の追加（第8条関係）

災害など非常時に、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能とする文言を追加します。

3 施行年月日

この条例は、公布の日から施行します。

4 条例（案）について

福島町水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

福島町水道事業給水条例(昭和47年福島町条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(工事の施行) 第8条 給水装置工事は、町長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。	(工事の施行) 第8条 給水装置工事は、町長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。)又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u>
2～4 (略)	2～4 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告事項 2 福島町の休日を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

年末年始の休日については、国及び北海道が12月29日から1月3日としているため、近年、道内の市町村においても同日にする傾向にあります。

また、渡島管内の市町においても、既に改正又は今年度改正予定となっており、当町としても今後の円滑な行政事務を図るため、当条例の一部を改正するものであります。

2 改正の内容

(1) 福島町の休日の変更（第1条関係）

休日の日を次のとおり変更します。

改正前	改正後
12月31日から翌年1月5日までの日	12月29日から翌年1月3日までの日

(2) 関連する条例の改正（附則関係）

当条例の改正に伴い、勤務を要しない日等を同じ日に規定している2つの条例についても、附則において併せて改正いたします。

【関連条例】

- ① 職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ② 福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

3 施行年月日

この条例は、公布の日から施行いたします。

4 条例（案）について

福島町の休日を定める条例の一部を改正する条例（案）

福島町の休日を定める条例(平成3年福島町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(福島町の休日) 第1条 次の各号に掲げる日は、福島町の休日とし、福島町の機関の執務	(福島町の休日) 第1条 次の各号に掲げる日は、福島町の休日とし、福島町の機関の執務

は、原則として行わないものとする。 (1)・(2) (略) (3) <u>12月31日から翌年の1月5日まで</u> <u>での日</u>(前号に掲げる日を除く。) 2 (略)	は、原則として行わないものとする。 (1)・(2) (略) (3) <u>12月29日から翌年の1月3日まで</u> <u>での日</u>(前号に掲げる日を除く。) 2 (略)
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)
- 2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年福島町条例第17号）の一部を次のように改正する。
第8条中「12月31日から翌年の1月5日までの日」を「12月29日から翌年の1月3日までの日」に改める。
(福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年福島町条例第35号）の一部を次のように改正する。
第12条中「12月31日から翌年の1月5日までの日」を「12月29日から翌年の1月3日までの日」に改める。

報告事項3 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）が令和7年6月4日に公布され、最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ポスターの公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことから、当条例の限度額についても同様に引き上げるため改正をするものです。

2 改正の内容

(1) 選挙運動用ポスターの作成の公営（第8条関係）

区 分	現行単価	改正単価
選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価	541円31銭	586円88銭

3 施行年月日

この条例は、公布の日から施行します。

4 条例（案）について

福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）

福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年福島町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） 第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が541円31銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じ	（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） 第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が586円88銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じ

て得た金額に100,000円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に1.3を乗じて得た枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	て得た金額に100,000円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に1.3を乗じて得た枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。